

京都市告示第 387 号

計量法第 21 条第 1 項の規定に基づき、質量計の定期検査を行います。

平成 19 年 3 月 1 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 定期検査を行う区域

北区, 上京区, 東山区及び伏見区

2 定期検査の実施の期日

平成 19 年 4 月 2 日～平成 19 年 12 月 27 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

3 定期検査の実施場所

市長が指定する場所

(計量検査所)